

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 本県における障がい者の現状

(1) 身体障がい者の現状

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は58,040人で、等級別にみると、1・2級の手帳を持っている方が31,483人、3～6級の手帳を持っている方が26,557人と、1・2級の重度障がいのある方が半数以上を占めています。

年齢区分別にみると、18歳未満が849人(1.5%)、18歳以上65歳未満が12,078人(20.8%)に対して、65歳以上の方が45,113人と全体の77.7%を占めています。住民基本台帳に基づく令和5年4月1日現在の本県の総人口1,320,198人のうち、65歳以上の人口は441,606人であり、高齢化率は33.45%(高齢者人口等統計表(令和5年度))であることから、身体障がい者において、高齢者の占める割合は非常に高くなっています。

また、障がい区分別にみると、視覚障がいは5,739人、聴覚・平衡機能障がいは5,095人、音声・言語・そしゃく機能障がいは1,363人、肢体不自由は42,042人、内部障がいは21,288人となっています。(障がいが重複する場合がありますため、実所持者数とは一致しません。)

【身体障害者手帳実所持者数 等級別交付状況】

(各年度末現在、単位：人)

年度	30	元	2	3	4
1・2級	33,453	33,043	33,009	32,095	31,483
3～6級	28,032	27,691	27,474	26,942	26,557
計	61,485	60,734	60,483	59,037	58,040

【身体障害者手帳実所持者数 年齢別交付状況】

(令和5年3月31日現在、単位：人)

年齢区分	人数	割合
0歳～17歳	849	1.5%
18歳～65歳	12,078	20.8%
65歳以上	45,113	77.7%
計	58,040	100%

【身体障害者手帳所持者数 障がい別交付状況】

(各年度末現在、単位：人)

区 分	年度	30	元	2	3	4
視 覚 障 が い	1・2 級	3,393	3,351	3,318	3,216	3,225
	3～6 級	1,790	1,756	1,711	1,660	2,514
	計	5,183	5,107	5,029	4,876	5,739
聴覚又は平衡 機能障がい	1・2 級	1,587	1,557	1,529	1,482	1,445
	3～6 級	3,553	3,562	3,607	3,648	3,650
	計	5,140	5,119	5,136	5,130	5,095
音声機能、言語 機能又はそしゃく 機能障がい	1・2 級	0	0	0	0	0
	3～6 級	1,511	1,474	1,464	1,424	1,363
	計	1,511	1,474	1,464	1,424	1,363
肢 体 不 自 由	1・2 級	14,724	14,216	14,150	13,870	13,403
	3～6 級	30,493	29,750	29,244	27,664	28,639
	計	45,217	43,966	43,394	41,534	42,042
内 部 障 が い	1・2 級	14,010	14,047	14,319	14,014	13,812
	3～6 級	7,330	7,169	7,345	7,420	7,476
	計	21,340	21,216	21,664	21,434	21,288
合 計	1・2 級	33,714	33,171	33,316	32,582	31,885
	3～6 級	44,677	43,711	43,371	41,816	43,642
	計	78,391	76,882	76,687	74,398	75,527

※障がい重複する場合があるため、実所持者数とは一致しません。

(2) 知的障がい者の現状

令和5年3月31日現在、本県が知的障がいのある方に対して交付している療育手帳の所持者数は15,503人で、年齢区分別にみると、18歳未満が3,159人（20.4%）、18歳以上が12,344人（79.6%）と、身体障がい者と比べると18歳未満の割合が非常に高くなっています。

また、区分別にみると、重度（A）の方が5,868人（37.9%）、重度以外（B）の方が9,635人（62.1%）となっており、特に重度以外（B）の療育手帳を所持する方が増加傾向にあります。

【療育手帳所持者数】

（各年度末現在、単位：人）

	年度	30	元	2	3	4
18歳未満	重度（A）	882	904	826	855	894
	重度以外（B）	2,246	2,283	2,297	2,435	2,265
	計	3,128	3,187	3,123	3,290	3,159
18歳以上	重度（A）	4,884	4,948	5,006	5,071	4,974
	重度以外（B）	6,377	6,674	6,949	7,028	7,370
	計	11,261	11,622	11,955	12,099	12,344
合計	重度（A）	5,766	5,852	5,832	5,926	5,868
	重度以外（B）	8,623	8,957	9,246	9,463	9,635
	計	14,389	14,809	15,078	15,389	15,503

(3) 精神障がい者の現状

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は12,600人で、30年度比で1.3倍に増加しており、等級別にみると、1級が909人(7.2%)、2級が8,809人(69.9%)、3級が2,882人(22.9%)となっており、1級は微減、2級、3級は増加傾向にあります。

また、精神科医療機関の入院患者数は3,280人と減少していますが、通院患者数は26,860人(自立支援医療費(精神通院医療)受給者数のみ)と近年増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数と入院患者数及び通院患者数】

(各年度末現在、単位：人)

	年度	30	元	2	3	4
手帳所持者	1級	1,006	952	909	908	909
	2級	6,990	7,588	7,908	8,309	8,809
	3級	1,819	2,138	2,308	2,591	2,882
	計	9,815	10,678	11,125	11,808	12,600
精神科医療機関 入院患者数		3,637	3,559	3,388	3,298	3,280
精神科医療機関 通院患者数※		23,775	24,701	27,615	26,296	26,860

※精神科医療機関 通院患者数：自立支援医療費(精神通院医療)受給者数

(4) 発達障がい者(児)の現状

平成17年に施行された「発達障害者支援法」では、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がいは、概念的に精神障がいに含まれるものとして「障害者自立支援法(現障害者総合支援法)」に基づく障害福祉サービス等の利用対象となっていました。平成22年の法改正により、発達障がい者(児)が同法及び「児童福祉法」における障がい者及び障がい児の範囲に含まれることが明確に規定されました。

また、発達障がい者（児）の人数は、複数の障がいを併せ持つことが多いことなどから把握することは困難ですが、令和4年12月に文部科学省が公表した調査結果によれば、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は8.8%と推定され、「発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合」とされています。

(5)重症心身障がい児（者）の現状

重症心身障がいとは、重度の知的障がいと重度の肢体不自由を併せ持つ状態をいい、移動や食事、排泄、入浴など、日常の様々な場面で介助者による支援が必要となります。（「児童福祉法」において、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を「重症心身障害児」と定義されています。）

本県における重症心身障がい児（者）の人数把握はしていませんが、平成28年度に愛媛県重症心身障害児（者）を守る会が発行した「今治福祉圏域における在宅重症心身障がい児（者）等実態調査モデル事業報告書」では、県内で403人と推計されています。

(6)医療的ケア児の現状

医療的ケア児とは、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のことをいいます。医療的ケア児の身体の状態は、歩行可能な状態から自らの意思で身体を動かすことが困難な状態と様々であり、重症心身障がい児も多くいるとされています。さらに、知的障がいの有無・程度においても多様なレベルが存在します。

厚生労働省の推計値では、全国の医療的ケア児（0～19歳）は、令和3年時点で20,180人とされています。また、本県では、令和元年度に医療機関や市町等を対象とした実態調査において、県内に約200人の医療的ケア児がいると把握しています。

(7)高次脳機能障がい者の現状

高次脳機能障害とは、病気や交通事故等により脳に損傷を受けたことが原因で、言語・注意・記憶・遂行機能・社会的行動などに障がいが生じ、日常生活や社会生活に支障が生じた状態をいいます。

この障がいの特徴として、身体的な後遺症がない場合、外見から障がい分かりにくく、障がいの内容や程度が様々であることがあげられます。また、身体障がいや精神障がいに分かれて判定されることもあるため、その人数や状態などの実態把

握が難しい状況です。

なお、本県における高次脳機能障害支援拠点病院への相談件数は、平成30年度は5,232件でしたが、令和4年度は7,498件と年々増加傾向にあります。

(8) 難病及び小児慢性特定疾病患者の現状

平成25年に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、難病及び小児慢性特定疾病にかかる医療費助成について、公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、必要な措置を講ずることとされ、平成26年度に「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」が施行、医療費助成制度が法制化され、難病は338疾病、小児慢性特定疾病は788疾病が医療費助成の対象（令和3年11月見直し）となっています。なお、令和5年3月31日現在で、本県における特定医療費（指定難病）受給者証の交付者数は11,797人、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付者数は1,124人となっています。

また、平成24年度に成立した「障害者総合支援法」及び「改正児童福祉法」において、平成25年度から、障がい者及び障がい児の定義に難病患者等が追加され、障害福祉サービス等の利用が可能となりました。その後、サービスの対象となる疾病は随時拡大されており、現在は366疾病が対象（令和3年11月見直し）となっています。

2 前計画期間（R2～5年度）における国の障がい者施策の動向

年月	事項及び主な内容
令和2年4月	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援等に関する措置など
令和2年5月	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強や国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大など
令和2年6月	<p>「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者等による電話利用の円滑化の主たる手段として、「電話リレーサービス」に関する制度の創設等に関する措置など
令和3年5月	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化
令和3年6月	<p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等を規定
令和3年8月	<p>東京 2020 パラリンピック競技大会が開催</p>
令和4年3月	<p>「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度の利用促進を図る
令和4年3月	<p>北京 2022 パラリンピック冬季競技大会が開催</p>
令和4年5月	<p>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を規定

年月	事項及び主な内容
令和4年6月	<p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村におけるこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実など
令和4年10月	<p>「障害者の権利に関する条約」第1回日本政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月に実施した日本政府への審査を踏まえ、国連の障害者権利委員会が政策の改善点について勧告を発表
令和4年12月	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置を規定
令和5年3月	<p>「障害者基本計画（第5次）」を閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共生社会の実現に向け、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を規定
令和5年3月	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を規定
令和5年5月	<p>「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」を告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を規定
令和6年1月	<p>「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法や構造を規定

第3章 分野別施策の具体的方策

第1節 障がいへの理解促進及び権利擁護の推進

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるとともに、「障害者差別解消法」及び「愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」（以下「愛媛県障がい者差別解消条例」という。）に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。

現状と課題

障がい者の基本的人権を守り、自立と社会参加を支援しながら、障がいの有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らしていくためには、障がい者理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為をなくさなければなりません。

国においては、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、「ユニバーサルデザイン行動計画」を平成29年に策定し、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」を推進しているほか、令和6年4月から施行される「障害者差別解消法」の改正法では、これまで国や地方公共団体に義務付けられていた合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けされるなど、共生社会の実現に向けた各種施策が実施されています。

県においても、「障害者差別解消法」をより実効性のあるものにするるとともに、障がいに対する県民の理解と関心を深めるため、県、市町及び県民等の責務を定めた「障がい者差別解消条例」を平成28年に制定し、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを進めているほか、令和4年度からは、県民の障がい者理解の促進を図るため、「愛顔の『あいサポート運動』」を実施し、障がい者に対し必要な配慮や手助けを実践する「あいサポーター」の養成に取り組んでおり、今後も、障がい特性や障がい者に対する県民の更なる理解促進を図っていく必要があります。

また、平成24年10月施行の「障害者虐待防止法」や、平成26年3月施行の「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例」に基づく障がい者虐待の防止に向けた取組みを推進するとともに、成年後見制度の利用促進など、障がい者の権利を擁護する取組みを引き続き支援する必要があります。

具体的取組み

1 心のバリアフリーの推進

- ① 障がい者理解の促進のため、企業・団体、地域、学校等に対し、障がい特性や障がい者への支援方法等を学ぶ「あいサポーター研修」を実施するなど、「愛顔の『あいサポート運動』」を推進します。
- ② 歩行が困難な身体障がい者等に供する目的で公共施設等に設置された専用駐車スペースの適正な利用を働きかけるため、パーキングパーミット制度（身体障がい者等用駐車場利用証制度）の普及に努め、歩行が困難な方々に配慮した共生社会づくりを推進します。
- ③ 外見では分かりにくい障がい者等の外出を支援するため、関係団体や民間事業者と連携して、周囲に支援や配慮の必要性を示す「ヘルプマーク」の普及啓発及びヘルプマークを利用する当事者の利便性向上に努めます。
- ④ 緊急時や災害時等に、障がい者が障がい特性に応じた支援を受けやすくするため、必要な支援や配慮を意思表示する「ヘルプカード（障がい者意思表示カード）」の普及啓発に努めます。

2 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ① 「障害者差別解消法」及び「愛媛県障がい者差別解消条例」に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障がいを理由とする差別の解消に向けて着実に取組みを進めます。
- ② 差別解消に係る事例共有や関係機関の連携等について協議を行う「障害者差別解消支援地域協議会」や、市町の特定相談に対して指導・助言等を行う「広域専門相談員」を活用し、差別解消に関する体制整備を推進します。
- ③ 雇用分野における障がい者に対する差別の禁止等の措置（合理的配慮の提供義務）が規定された「改正障害者雇用促進法」（平成 28 年施行）に基づき、県内企業における障がい者と健常者との公平な機会及び待遇の確保を促進するとともに、障がい者の有する能力を有効に発揮できる職場づくりを支援します。
- ④ 「障害者差別解消法」の意義や趣旨、求められる取組み等について、県民全体の理解を深めるため、研修やイベントなどで普及啓発に努めるとともに、関係機関等との連携を図ります。

3 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止

(1) 障がい者（児）虐待の防止

- ① 「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障が

い者虐待防止・権利擁護セミナー等研修会を開催することにより、一般の方への周知や関係職員のスキルアップに取り組みます。

- ② 県障がい者権利擁護センターや市町の障がい者虐待防止センターにおける虐待に関する通報・相談対応スキルの向上を図り、虐待の早期発見と未然防止に努めるとともに、虐待を受けた障がい者（児）及び養護者を支援します。
- ③ 県障がい者権利擁護関係機関連携会議や県障がい者虐待防止地域ネットワーク会議の開催等を通じて、県、市町、労働局、県警等関係機関の連携を強化し、虐待通報への適切な対応を図ります。

(2) 成年後見制度等の適切な利用

- ① 知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、市町及び相談支援事業所等関係機関と連携し、普及啓発及び利用促進に努めます。
- ② 市町の職員や相談支援専門員等を対象とした研修の内容に含めるほか、法人後見の利用を促進するなど、地域において成年後見制度が利用しやすい体制の整備に努めます。
- ③ 知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助、情報提供及び日常生活における金銭管理等を行い、地域において自立した生活が送れるよう、支援します。

(3) 行政機関における配慮等

- ① 県関係機関等における事務・事業の実施に当たっては、「障害者差別解消法」等に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ハード・ソフト両面にわたり、必要な環境整備を進めます。
- ② 県や市町等の職員が障がい者に対する理解を深め、合理的配慮や障がい特性に応じた適切な対応ができるよう必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

(4) 選挙等における配慮等

- ① 障がい者が、適切に選挙権を行使することができるよう、政見放送や選挙公報等において、障がい特性に応じた情報提供に取り組みます。
- ② 障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等、障がい者が投票しやすい環境づくりに努めます。

第2節 地域生活の支援体制の充実

障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、障がい者及び障がい児が必要な支援を受け、社会参加の機会と自らの選択の機会が確保された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障がい当事者の意見等も踏まえながら、質の高い障害福祉サービス等を提供し、地域生活の支援に努めます。

現状と課題

障がい者及び障がい児の支援は、基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。

国の第2次障がい者基本計画（H15～24）や愛媛県障がい者計画（第3次）（H17～26）以降、障がい者の施設等から地域生活への移行が推進されてきましたが、今後さらに、障がい者が、地域社会の一員として、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営んでいくためには、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用、男女参画等の各分野におけるサービスが、一元的かつ計画的に提供されるとともに、サービスの量的・質的拡充を図っていくことが必要不可欠です。

このため、障がい者やその家族が、地域生活において必要な支援を適切に受けられることができるよう、意思決定支援の推進、相談支援体制の強化、地域移行支援や在宅サービス等の充実、共同生活援助（以下「グループホーム」という。）や地域生活支援拠点等の整備促進、一般住宅等への入居支援、福祉用具の普及促進、サービスの質の向上など、障がい者を地域全体で支える仕組みづくりに引き続き取り組む必要があります。

また、障がいの早期発見及び適切な支援の提供が身近な地域で円滑に行われるよう、障がい児の成長の段階に応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、障がい児の健やかな成長と生活を支援する体制づくりに取り組む必要があります。

具体的取組み

1 意思決定支援の推進

- ① 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの周知や相談支援従事者研修等を通じた普及に努めるなど、必要な支援等が行われることを推進します。また、言葉による意見の表明等ができない場合においても、表情等から本人の意思を読み取り、尊重

することを推進します。

- ② 知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、市町及び相談支援事業所等関係機関と連携し、普及啓発及び利用促進に努めます。(再掲)

2 相談支援体制の強化

(1) 相談支援体制の充実

- ① 障がい者が身近な地域で、自らの望む生活を営むうえで、気軽に相談することができ、適切な相談支援を受けることができる体制を、市町や相談支援事業所等関係機関と連携して構築します。
- ② 適切なサービス等利用計画等を作成できる相談支援専門員を養成するため、法定研修の充実・強化を図るとともに、専門的知識を取得するための各種研修を実施し、相談支援専門員の資質向上を図ります。
- ③ 地域の中核として活躍できる相談支援専門員を養成するとともに、市町等に相談支援に関するアドバイザーを派遣し、地域における相談支援体制の強化を図ります。
- ④ 相談支援の質の向上や地域における相談支援体制の強化を図るため、「愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョン」に基づき、県、市町（地域）、事業所等がそれぞれの役割を担い、連携して、日常的に地域で人材育成ができる相談支援体制の整備に取り組みます。
- ⑤ 地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者への総合的な相談支援の実施や、相談支援事業者への専門的な指導助言・人材育成等を行う基幹相談支援センターの設置を促進します。
- ⑥ 障がい者同士が行う助け合いとして有効かつ貴重な手段とされるピアカウンセリングの担い手である身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障がい者ピアサポーターの資質の向上等により、相談体制の充実を図ります。また、視覚障がい者及び聴覚言語障がい者の相談・指導に当たる専門相談員についても、その活用を推進します。
- ⑦ 保健所や難病相談支援センター等において、難病患者等のニーズに対応した日常生活上の悩みや不安に対する相談支援や家族の交流会を行うことによって、安定した療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図ります。
- ⑧ 高次脳機能障害について、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、相談支援協力機関の設置による地域支援ネットワークの整備のほか、保健所において支援手法等に関する研修を実施するなど適切な支援体制の整備を図ります。

- ⑨ 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- ⑩ 中央児童相談所、婦人相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所を統合し設置した県福祉総合支援センターにおいて、各種相談に対する一体的な対応の強化を図るとともに、一元的な相談支援体制の充実に努めます。

(2) 自立支援協議会の機能強化及び活性化

- ① 障がい者等への支援体制における方向性について話し合い、市町自立支援協議会等に対する助言を行う機関として、県障がい者自立支援協議会の体制の充実に努めます。
- ② 県障がい者自立支援協議会の専門部会において、専門的な調査や検討を行い、支援方策等を提案・報告することで、県及び市町自立支援協議会等の機能強化及び活性化を図ります。
- ③ 市町自立支援協議会等の圏域単位、地域単位での連携を強化し、情報を各協議会等で共有するとともに、県障がい者自立支援協議会を含めた課題解決の仕組みの確立を図ります。

3 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- ① 障がい者が身近な地域で安心して自立した地域生活を送ることができるよう、市町と連携し、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービス、短期入所や生活介護等の日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスや就労継続支援等の訓練系・就労系サービス等の障害福祉サービス等の充実に努めます。
- ② 障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町が地域の実情に応じ実施する相談支援、成年後見制度利用支援、移動支援等の地域生活支援事業の拡充を支援します。
- ③ 障がい者がそのニーズに応じ、必要なサービスを適切に選択できるよう、制度の周知に努めるとともに、多様なサービスを提供できるよう、市町や関係機関等と連携し、広く情報提供を行うことなどにより事業者の参入を促進します。
- ④ 障害者支援施設は、障がい者の重度化・高齢化に対応する専門的なケアを担うとともに、入所者の地域での自立生活に向けた訓練やグループホーム、公的賃貸住宅、一般住宅への入居支援等に取り組み、施設から地域生活への移行を推進します。
- ⑤ 精神障がい者とその家族が、地域の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者等の情報共有や連携強化を図るとともに、地域での受入条件が整えば退院可能な長期に入院する精神障がい者に対

しては、病院・施設・相談支援事業者・ピアサポーター等と連携を図り、社会的自立を支援し、地域生活への円滑な移行を推進するための体制整備に努めます。

- ⑥ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市町又は圏域単位による地域生活支援拠点等の整備促進や必要な機能の強化・充実に努めます。
- ⑦ 医療的ケアを含め、常時介護を必要とする障がい者が地域で安心して生活を送ることができるよう、障害福祉サービス等の充実やグループホーム等の施設整備の促進を図ります。

4 障がい児に対する支援の充実

(1) 障がい児への支援

- ① 障がい児やその家族が、身近な地域において、「子ども・子育て支援法」に基づく支援給付や支援事業など必要な支援を受けることができる体制の整備を進めます。
- ② 「児童福祉法」に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）や「障害者総合支援法」に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援等の拡充を図り、在宅の障がい児に対する必要な支援が、身近な地域で受けられる体制づくりを進めます。
- ③ 障がい児の保育所や放課後児童クラブでの受け入れを進めるため、障がい児保育を担当する保育士及び障がい児対応を行う放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、幼稚園における特別支援教育を推進します。
- ④ 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、学校と地域が一体となった早期からの支援体制の整備に取り組みます。
- ⑤ 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、県立子ども療育センター等県内14施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けることができる環境の整備を進めます。
- ⑥ 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。（再掲）
- ⑦ 障がいに関する専門的機能を有し、障がい児やその家族の多様なニーズに対応できる療育機関としての役割を担うことができる児童発達支援センターや障害児入所施設について、その機能の充実や必要な施設の整備を支援します。

(2) 発達障がい児への支援

- ① 発達障がい児やその家族に対し、より身近な地域において、早期の適切な支援やライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、すべての市町に設置した相談窓口のネットワーク化やより一層の強化により、発達障がいの相談に総合的に対応するワンストップ窓口の充実を図るとともに、地域の関係機関による支援体制を構築します。
- ② 県発達障がい者支援センター（あいゆう）では、市町において解決困難な専門性の高い相談支援を行うなど、市町担当者のバックアップや資質向上を支援し、重層的な支援体制の整備を図ります。

(3) 医療的ケア児への支援

- ① 地域において医療的ケア児に対する包括的な支援が提供できるよう、医療、福祉、保健、教育等の関係機関の連携促進に努めます。
- ② 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、令和4年に県立子ども療育センター内へ設置した「県医療的ケア児支援センター」を中心に、医療的ケア児及びその家族等への相談支援体制の充実強化を図ります。
- ③ 事業所や学校等において医療的ケア児の支援に直接携わる「医療的ケア児等支援者」や、地域における支援の総合調整を行う「医療的ケア児等コーディネーター」の養成に取り組みます。
- ④ 保育所等における医療的ケア児への保育の提供に資するため、対応を行う看護師等の職員の配置及び知識・技能の習得に向けた研修受講等を支援し、医療的ケア児の受入体制の整備を図ります。
- ⑤ 特別支援学校及び小中学校等に在籍する医療的ケアの必要な幼児児童生徒に対応するため、適切な看護師の配置や、看護職員等研修による専門性の向上を図るほか、たん吸引等を実施できる教員の養成を進めます。

5 福祉用具の普及促進と利用支援

- ① 良質（ユニバーサルデザイン化等）で安価な福祉用具等に関する情報の提供や相談窓口の整備を促進するとともに、研修等を通じて、福祉用具に関する相談等を行う職員の資質向上を図ります。
- ② 身体障害者手帳の対象とならない軽度から中等度の聴覚障がい児に対する補聴器の購入助成について、全国共通の制度として実施するよう国に要望するとともに、引き続き、市町と協力して助成を行います。
- ③ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成・給付するとともに、補

助犬に対する認知度を向上させることにより、補助犬を使用する身体障がい者の社会参加の促進を図ります。

6 障害福祉サービスの質の向上等

- ① 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、サービスを提供する事業者に対し、指定基準等を遵守した事業運営について指導や監査を実施します。
- ② 障害福祉サービス事業者等に対する第三者評価の実施や障害福祉サービス等情報公表制度により、事業者が提供するサービスや従事者の資質の向上を図ります。
- ③ 障害福祉サービスに関する苦情に対応するため、県社会福祉協議会が設けている県福祉サービス運営適正化委員会の積極的な周知を図り、円滑なサービス利用を支援します。
- ④ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供については、市町や事業者等において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応が実施されるよう理解と協力の促進を図ります。
- ⑤ 介護保険サービスに移行する65歳以上の高齢障がい者が、継続して同一の事業所から支援を受けられるようにするとともに、福祉人材の有効活用を図るため、障害福祉サービスと介護保険サービスを提供する共生型サービス事業所の設置を推進します。
- ⑥ 事業所等の感染症への対応力強化のため、業務継続計画（BCP）の作成のほか、研修や訓練の実施を促すとともに、感染者が発生した事業所等が安定的にサービス提供を継続できるよう支援します。